

第3章 計画の基本的な方向

(1) 計画の基本理念

第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画では、「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま」の基本理念の下、地域の中で安心してこどもを産み育てていくことができる子育て支援を推進しています。本計画は将来的にうるま市子ども・子育て支援事業計画との統合を目指していることから、両計画の基本理念は整合が図られている必要があります。

また、本計画では、貧困の世代間の連鎖がなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指しています。

これらの視点を反映し、本計画の基本理念を「貧困の世代間連鎖のない、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるまち・うるま市」とします。

基本理念の実現にあたっては、親、子それぞれの視点からの取組に加え、こども・子育てに関わるすべての人・関係者が繋がり、一体となって計画を推進していく必要があります。

計画の基本理念

貧困の世代間連鎖のない、すべてのこどもたちが
夢と希望を持って成長していけるまち・うるま市

(2) 基本目標

本計画では、(1)で示した基本理念の達成のため、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、「こどものために」「親のために」という2つの視点を念頭に置きながら、以下の4つを基本目標に掲げます。

基本目標1. 誰でも、どこでも、安心して過ごせる居場所づくり

こどもの貧困対策としては、これまで、生活困窮家庭のこどもの居場所を確保し、食事の提供、学習支援を中心に支援を行ってきました。この取組はこどもの貧困対策の根幹であり、食の格差への支援及び学校での授業を補完し、学力を高め、生きるための力を育成するだけではなく、こどもの生活支援や親支援も行っています。今後も、居場所づくりをこどもの貧困対策の「木の幹」として中心に据え、生活困窮家庭のこどもと親の支援を行うほか、孤立させず、声をかけ、寄り添っていける居場所を確保することで、こどもと親が安心と憩いを得られるように進めます。

基本目標2. 親が安定・安心して、暮らしを続けていける環境づくり

国の「子供の貧困対策に関する大綱」においては、重点施策として「1.教育の支援」、「2.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「3.生活の安定に資するための支援」、「4.経済的支援」の4つを掲げています。親及び家庭支援においては、このうち就労支援、生活支援、経済的支援の3点を、家庭の状況に応じて総合的に提供していく必要があります。また、本市においては、ひとり親家庭が県内でも多く、相対的貧困率も高いため、ひとり親家庭への支援も重視して施策展開します。生活困窮家庭が自立し、安定と安心を持って日常生活を送っていけるよう、支援環境を整備していきます。

基本目標3. こどもが未来に夢を持ち、何ごとにもチャレンジできる環境づくり

生活困窮家庭のこどもは、経済的な理由により塾に通えない等の教育格差が課題となっており、これまでも居場所事業における学習支援を行っています。また、部活動や習い事などについても、経済的理由により受けることができず、こどもが諦めてしまうという実態も把握されました。生活困窮の有無にかかわらず、すべてのこどもたちが教育・学習機会を得ることができるとともに、様々な体験・経験をすることで将来の可能性を広げていくための環境づくりを行います。さらに、課題を抱えるこどもたちの相談や支援についても手厚く行い、寄り添いながら支援する体制を確保します。

基本目標4．重層的に支援するつながりのある体制づくり

本市のこどもの貧困対策は、庁内関係各課で取り組んでおり、各課で課題解決に向けて工夫を凝らしながら事業や施策を展開しています。また、事業の委託等により、関係機関・関係団体とも連携して市内各所での居場所事業等を行ってきました。しかし、それぞれの部署・関係機関においては、当事者を意識して、よりよい支援環境を作ろうと取り組んでいますが、庁内連携が不十分な状況にあります。また、直接、こどもの貧困に関する事業だけではなく、間接的に関係する事業・施策についても担当課で認識を高めていくことが必要です。

こどもの貧困対策計画を着実に推進するためには、関係課・関係機関が重層的につながり、個々の生活困窮家庭への支援を行っていくことが重要です。このため、庁内関係課の情報共有や協議を行う場「うるま市こども貧困対策推進計画委員会」を定期的を開催するほか、市内の関係機関・団体・企業・地域等も連携するネットワークを構築し、こども一人ひとりの状況確認から支援へのつながりが円滑にできるように図ります。

(3) 重視する方向性

本計画では、生活困窮世帯のこどもの成長段階における支援を見据え、以下の2つの方向性を重視して各種取組を推進します。

重点1. 妊娠期から若者世代までのライフステージの「切れ目のない支援」

こどもは、産まれてから日々少しずつ成長・発達を続けており、乳児、幼児、小学生、中学生と大人への階段を昇っていきます。そしてその間、家庭保育から保育施設、小中学校と生活の場が変化します。また、保健、医療、福祉、教育等の分野においても、年齢で区切った関わり方になっていくほか、市の担当課、関係機関もこどもの年齢によって関わる関係者等が変わります。本市においても、こどもの貧困対策に関係する取組を様々な課で実施していますが、本来、こどもの成長・発達に切れ目はありません。

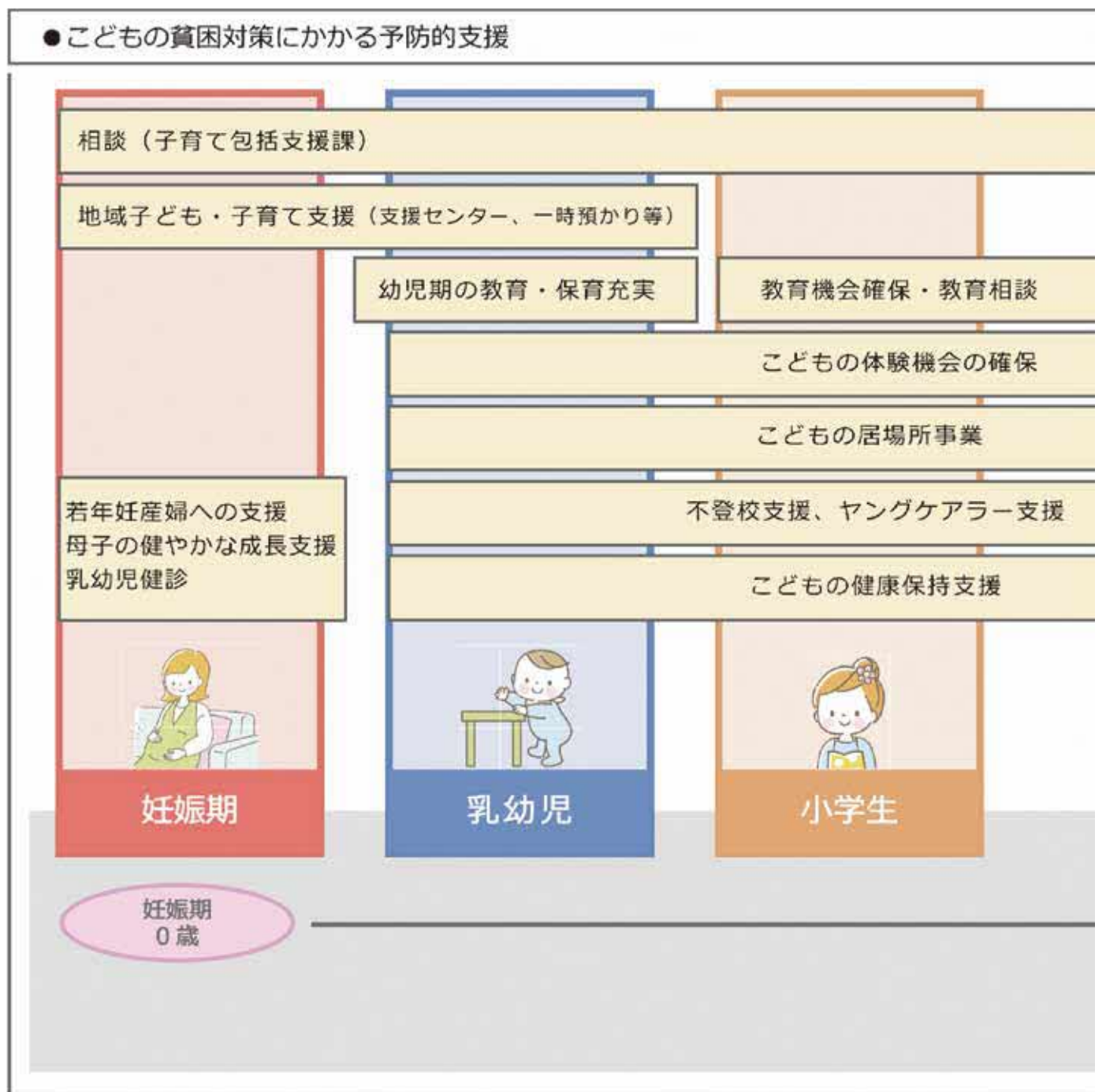
本市のこどもの貧困対策を推進するにあたり、妊娠期から若者世代までのライフステージごとの支援が途切れることなく、一人ひとりのこどもの状況を共有し、同じ方向性・方法で「切れ目のない支援」を推進します。

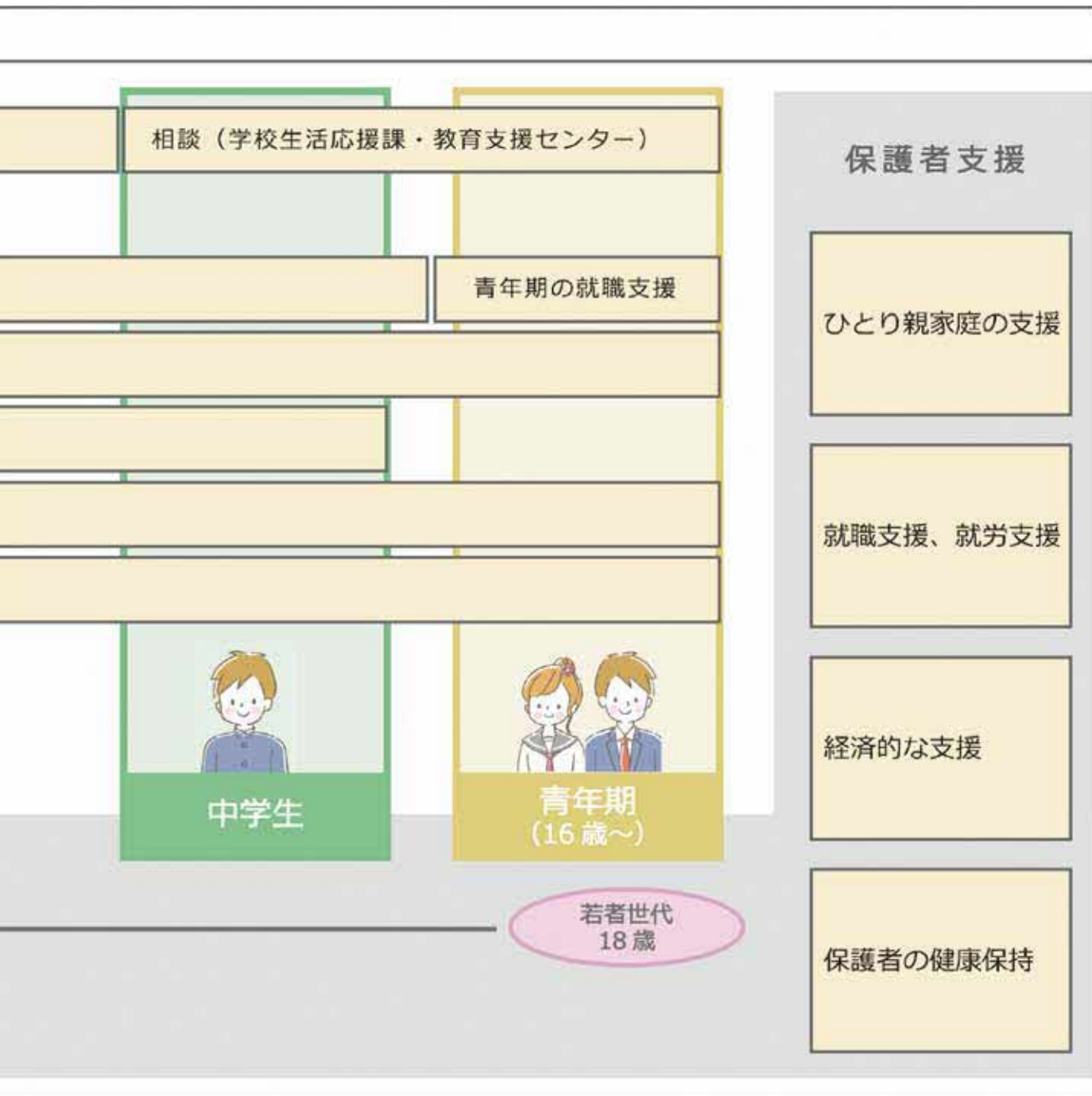
重点2. 生活困窮家庭のこどもだけではなく、「すべてのこどもが安心して暮らせるまち」

本計画は、こどもの貧困対策を推進するための計画であり、こどもの居場所事業や経済的支援を中心とした取組の推進が重要となります。しかし、生活困窮家庭のこどもだけを切り取り支援を行うだけでは、「対処療法」的な支援に過ぎないほか、対象となったこどもが「貧困」であることへの後ろめたさや疎外感から、心の状態が一層不安定になることも懸念されます。また、アンケート調査では、コロナ禍の影響で経済的に厳しくなったと回答する家庭が半数を占めており、すべてのこどもたちが貧困に陥る可能性もあります。こどもの貧困対策とともに、すべてのこどもを対象とした集いの場や、学習の場、こども食堂、体験機会を確保し、こども同士が笑顔にあふれ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

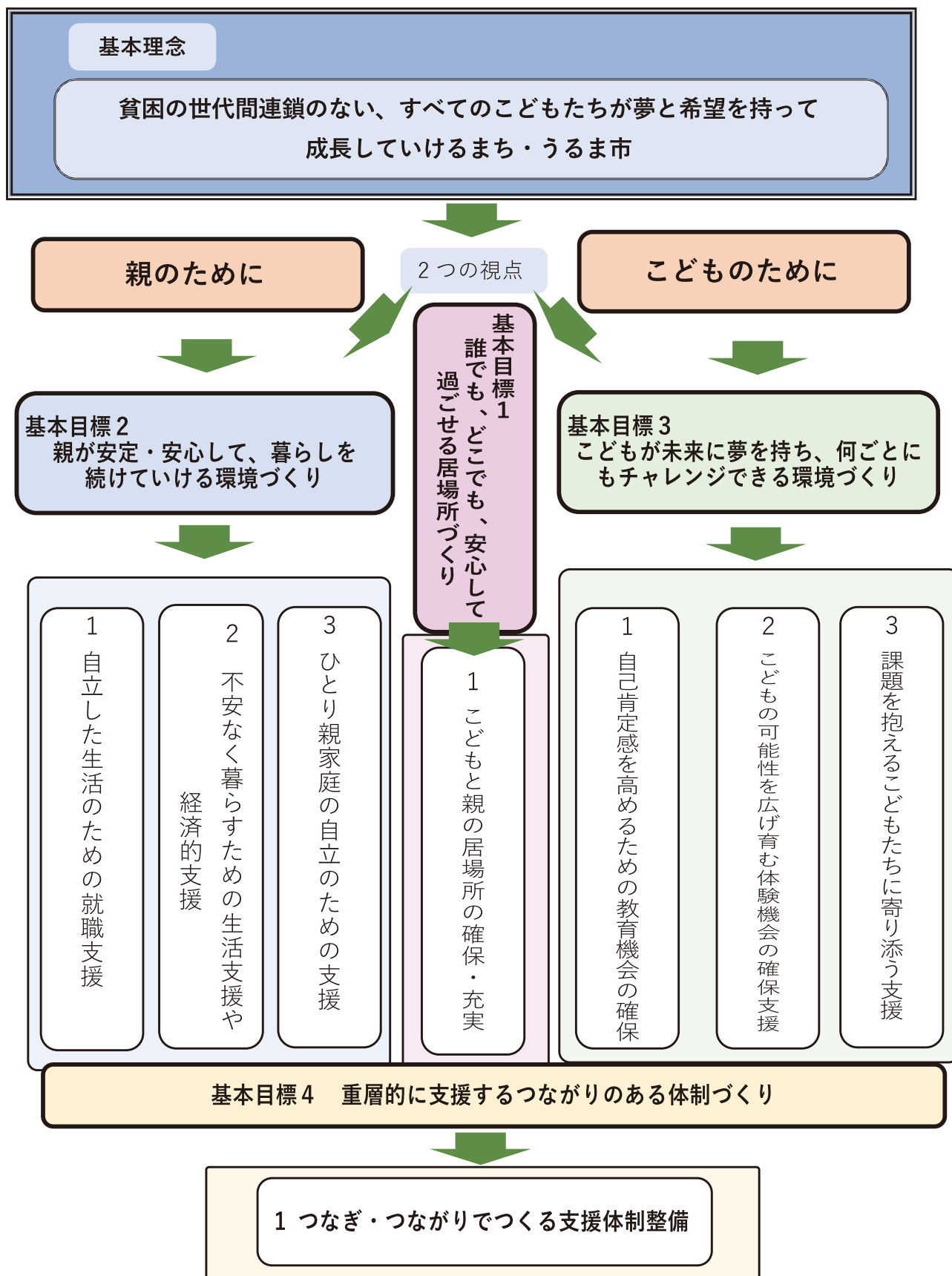


■ライフステージを通した「切れ目のない支援」構築図





(4) 計画の体系



(5) 施策一覧

基本目標 1. 誰でも、どこでも、安心して過ごせる居場所づくり

1. こどもと親の居場所の確保・充実

基本目標 2. 親が安定・安心して、暮らしを続けていける環境づくり

1. 自立した生活のための就職支援

- (1) 仕事を見つけ、安定して働くための支援

- ① 就労準備段階の人への支援の推進
 - ② 生活保護受給者等への就職支援の推進
 - ③ 就労先の開拓や企業とのマッチングによる就労機会の確保
 - ④ 商工会や企業との情報共有機会の設置

- (2) 就職につながる資格取得等の支援

- ① 若者の失業率改善の支援
 - ② 母子家庭等の資格取得の推進

2. 不安なく暮らすための生活支援や経済的支援

- (1) 生活支援に係る取組の充実

- ① 安心して相談・生活支援が受けられる体制の充実
 - ② 必要な情報が得られる情報提供体制の充実
 - ③ 子育て支援の充実

- (2) こどもと保護者の健康保持のための取組充実

- ① 妊娠期からの心と体の健康保持
 - ② こどもの健康保持

- (3) 保護者の生活基盤を支えるための支援

- ① 経済的負担の軽減
 - ② 住まいの確保等の支援

3. ひとり親家庭の自立のための支援

- (1) ひとり親家庭の生活の安定支援

- ① ひとり親家庭への相談、情報提供や孤立防止
 - ② ひとり親家庭の生活支援の充実
 - ③ 養育費の確保支援及び経済的支援

(2) 就労につながる支援

- ①ひとり親家庭の就労支援の推進
- ②母子家庭等の資格取得の推進（再掲）

基本目標3. こどもが未来に夢を持ち、何ごとにもチャレンジできる環境づくり

1.自己肯定感を高めるための教育機会の確保

- (1) すべてのこどもたちの学力向上推進
- (2) 学習支援の機会の確保
- (3) 就学援助等による教育に係る経済的支援の推進

2.こどもの可能性を広げ育む体験機会の確保支援

- (1) 様々な体験機会の確保や体験のための援助
 - ①体験機会の確保促進
 - ②青少年健全育成活動の推進
- (2) こどもが仕事にふれる機会、職業観を高める機会の確保

3.課題を抱えるこどもたちに寄り添う支援

- (1) 様々な課題を抱える家庭やこどもへの支援推進
 - ①家庭支援員、家庭相談員の配置と資質向上
 - ②若年妊産婦への支援体制の充実
 - ③ヤングケアラーへの支援
 - ④要保護児童対策の推進
 - ⑤支援を必要とする若者への支援
- (2) 不登校やひきこもり支援の充実
 - ①不登校のこどもへの支援
 - ②適応指導教室の充実
- (3) 教育機関における相談の充実
 - ①スクールソーシャルワーカー配置と資質向上
 - ②家庭支援員の配置と資質向上
 - ③教育相談の充実

基本目標4．重層的に支援するつながりのある体制づくり

1.つなぎ・つながりでつくる支援体制整備

（1）こどもの貧困対策と関連するネットワークづくり

①こどもの貧困対策に係る連絡会の設置

（2）重層的な関わりによる支援の仕組みづくり

（3）こども家庭ソーシャルワーカーの積極的な確保と支援体制づくり

(6) うるま市こどもの貧困対策指標対応表（活動指標）

本計画が目標に向かって着実に推進されるように、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭においた活動指標を掲げます。活動指標は、毎年達成状況を確認し、進捗管理をしていきます。

■本計画の活動指標

基本目標	区分	こどもの貧困に関する指標		基準年(R4)	R5	R6	R7	R8	目標値 (R9年度)	担当課
2-2	妊娠期～出産期	産婦健康診査受診率		1回目：84% 2回目：71.6%	1回目：86% 2回目：75%	1回目：88% 2回目：80%	1回目：90% 2回目：85%	1回目：92% 2回目：90%	1回目：95% 2回目：95%	子育て包括支援課
2-2	妊娠期～出産期	産婦健康診査1人あたり平均受診回数		8.9回	10回	11回	12回	13回	14回	子育て包括支援課
2-2	妊娠期～出産期	妊娠出産包括支援事業	産前・産後サポート実施率（訪問・電話等相談数・でまえ相談参加者数）	967人	1,000人	1,050人	1,100人	1,200人	1,150人	子育て包括支援課
2-2	妊娠期～出産期		産後ケア事業利用率（利用実人数/申請者数）	61.9%	70%	75%	80%	90%	85%	子育て包括支援課
2-2	妊娠期～出産期	母子手帳交付時の面談率（面談数/交付件数）※電話での聞き取り、相談対応含む。		100%	100%	100%	100%	100%	100%	子育て包括支援課
2-2	乳幼児期	保幼小連携の交流会数等		19回	41回	57回	57回	57回	57回	教育保育支援課
2-2	乳幼児期	3歳児むし歯有病者率		16.8%	15.8%	14.8%	13.8%	12.8%	11.8%	子育て包括支援課
2-2	乳幼児期	支援対象児における個別支援保育利用件数		180件	280件	280件	280件	280件	280件	こども発達支援課
2-2	乳幼児期	支援対象児における療育利用件数		285件	280件	280件	280件	280件	280件	こども発達支援課
2-2	乳幼児期	就学前検診率		93.5%	100%	100%	100%	100%	100%	学務課
2-2	児童期～青年期	発達障がい等支援事業	講演会参加数	125人	130人	130人	130人	130人	130人	障がい福祉課
2-2	児童期～青年期		発達障がい等地域交流会実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	障がい福祉課
3-3	小・中学生期	不登校児童が学校内外で相談機関等から相談・支援を受けた割合（小学校）		76%	80%	85%	90%	95%	100%	学校教育課
3-3	小・中学生期	不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・支援を受けた割合（中学校）		81%	85%	87%	90%	95%	100%	学校教育課
3-1	小・中学生期	全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	国語：59% （全国65.6%） 算数：57% （全国63.2%）	全国 -5%以内	全国 -5%以内	全国 -5%以内	全国 -5%以内	全国 -5%以内	学校教育課
3-1	小・中学生期	全国学力・学習状況調査平均正答率	中学校	国語：58% （全国69.0%） 算数：35% （全国51.4%）	全国 -10%以内	全国 -10%以内	全国 -10%以内	全国 -10%以内	全国 -10%以内	学校教育課
3-1	小・中学生期	高等学校等進学率		95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	96%	96.1%	学校教育課

基本目標	区分	こどもの貧困に関する指標	基準年(R4)	R5	R6	R7	R8	目標値(R9年度)	担当課
3-1	小・中学生期	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	82%	100%	100%	100%	100%	100%	保護課
3-3	小・中学生期	スクールソーシャルワーカーの配置人数	9人	9人	12人	18人	26人	26人	学校生活応援課
2-2	小・中学生期	家庭支援員につながった件数	179世帯	190世帯	200世帯	210世帯	220世帯	230世帯	子育て包括支援課
1-1	小・中学生期	うるま市社会福祉協議会こどもネットワーク会議加入数	22か所	36か所	40か所	45か所	50か所	50か所	こども政策課
3-1	小・中学生期	就学援助を受けている割合	32.3%	32%	32%	32%	32%	32%	学務課
3-2	小・中学生期	放課後こども教室の実施回数	678回	700回	880回	920回	960回	1,000回	生涯学習文化振興センター
3-1	小・中学生期	未来塾の実施回数	1,000回	1,200回	1,360回	1,440回	1,520回	1,600回	生涯学習文化振興センター
		生活困窮者自立支援事業(学習支援)利用者の高等学校進学率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	保護課
3-3	青年期	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	5%	0%	0%	0%	0%	0%	保護課
3-3	青年期	生活保護世帯に属するこどもの高卒後の進路決定率	60%	65%	65%	65%	65%	65%	保護課
3-1	青年期	育英会貸費事業による新規の支援人数	51人	30人	30人	30人	30人	30人	教育政策課
4-1	健康	自殺対策計画推進本部会議の実施数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	健康支援課
4-1	健康	各種健(検)診受診率	特定健診受診率：28.9% 肺がん検診受診率：16.1% 大腸がん検診受診率：11.9% 乳がん検診受診率：14.5% 子宮頸がん検診受診率：13.1% 胃がん検診受診率：10.2%	特定健診受診率：32.2% 肺がん検診受診率：10.0% 大腸がん検診受診率：8.2% 乳がん検診受診率：16.8% 子宮頸がん検診受診率：20.4% 胃がん検診受診率：10.6%	特定健診受診率：33.3% 肺がん検診受診率：10.0% 大腸がん検診受診率：8.2% 乳がん検診受診率：16.8% 子宮頸がん検診受診率：20.4% 胃がん検診受診率：10.6%	特定健診受診率：36.9% 肺がん検診受診率：10.0% 大腸がん検診受診率：8.2% 乳がん検診受診率：16.8% 子宮頸がん検診受診率：20.4% 胃がん検診受診率：10.6%	特定健診受診率：40.2% 肺がん検診受診率：10.0% 大腸がん検診受診率：8.2% 乳がん検診受診率：16.8% 子宮頸がん検診受診率：20.4% 胃がん検診受診率：10.6%	特定健診受診率：43.5% 肺がん検診受診率：10.0% 大腸がん検診受診率：8.2% 乳がん検診受診率：16.8% 子宮頸がん検診受診率：20.4% 胃がん検診受診率：10.6%	健康支援課
2-3	ひとり親支援	放課後児童クラブひとり親等支援事業の補助対象者	400人	400人	400人	400人	400人	400人	こども家庭課
2-3	ひとり親支援	市母子寡婦福祉会の加入者数	360人	363人	370人	380人	390人	400人	こども家庭課
2-3	ひとり親支援	高等職業訓練促進給付金修了者の就職率（取得した資格を活かして）	83%	90%	90%	90%	90%	90%	こども家庭課
2-3	ひとり親支援	ひとり親家庭生活支援事業利用により生活改善した世帯の割合	100%	95%	95%	95%	95%	95%	こども家庭課
3-2	雇用	若者の就業支援をした人数	12名	9名	10名	10名	10名	10名	産業政策課
2-1	雇用	ふるさとハローワークを利用した就職者数	930件	940件	950件	960件	970件	980件	産業政策課

(7) うるま市こどもの貧困対策計画の成果目標

本市のこどもの貧困対策計画の推進による成果を確認するため、以下の成果目標を掲げます。

■本計画の成果目標

指標項目		現状	目標 (令和9年度)
相対的貧困率の減少		28.7%	23.2%
剥奪指標(生活困難世帯)		10.6%※	10.0%
こどもの心の貧困状態の減少	小学5年生	23.8%	20.0%
	中学2年生	31.4%	25.0%

※剥奪指標(生活困難世帯)の現状値は、1歳児から16～17歳までの各調査結果の平均値。

【相対的貧困率に関する成果目標設定について】

相対的貧困率の成果目標は、本市の生活困窮世帯やひとり親家庭への各種取組を推進することで、相対的貧困率の低減を目指すために設定しました。目標値は、近年の物価高騰の生活への影響を踏まえながら、第2期沖縄県子どもの貧困対策計画の現状値を参考として掲げています。

【剥奪指標に関する成果目標設定について】

剥奪指標の成果目標は、実際に公共料金等の滞納がある世帯を生活困難世帯とし、本市の生活困窮世帯やひとり親家庭への各種取組を推進することで、生活困難世帯の低減を目指すために設定しました。目標値は、第2期沖縄県子どもの貧困対策計画を参考にし、近年の物価高騰の生活への影響を踏まえながら、子育て家庭の生活困難状況を把握する目安として掲げています。

【こどもの心の貧困状態に関する成果目標設定について】

今回の調査で、「生活困窮」と「心の貧困状態」に相関関係があると把握されたため、こどもの心の貧困状態の目標を設定しました。こどもの貧困対策や寄り添う支援、自己肯定感を高めるための取組を展開することで、心の貧困率の低減を目指します。目標値は、小学5年生で5人に1人の20.0%、中学生が4人に1人の25.0%までこどもの心の貧困の割合が改善することを目指して掲げています。